

家畜商免許申請書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 〒 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

(電話番号 055-223-1605)

ふりがな やまなし たろう
氏 名 山梨 太郎

家畜商法第3条第1項の規定により家畜商の免許を受けたいので、家畜商法施行令第1条各号に掲げる書類を添えて申請する。

納付済証

(申請内容に間違いがないか確認してから畜産課職員が貼るため、申請者は貼らずに提出)

従業者調書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 〒 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

(電話番号 055-223-1605)

氏 名 ○○株式会社

(代表者) 代表取締役社長 山梨 太郎

家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者は、下欄のとおり相違ありません。

従業者 事業所	住 所	氏 名	生年月日

家畜取引事業所届

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 〒 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

(電話番号 055-223-1605)

氏 名 ○○株式会社

(代表者) 山梨 太郎

家畜商法施行令第1条第4項に規定してある家畜の取引に係る事業所の所在地については下記のとおりです。

(所在地概略図)

別記様式

誓約書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

氏 名

又は名称及び代表者氏名 山梨 太郎

電 話 番 号 055-223-1605

生年月日(法人は設立月日) (明治・大正・昭和・平成) 16年 5月 5日

私は、家畜商法第4条の次の各号に該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁固以上の刑に処せられ、又はこの法律、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）若しくは家畜取引法（昭和31年法律第123号）に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けないことが確定した日から2年を経過しない者
- 3 第7条第1項又は第2項の規定による免許の取消（家畜商からの申請によるものを除く。）があった日から2年を経過しない者。但し、本条第1号に該当するため取り消された者であって同号に該当しなくなったものを除く。
- 4 家畜の取引の業務を行う事業所を2以上設ける者であって、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する当該業務に従事する者のすべてが第3条第2項第1号に該当する者でないもの
- 5 その家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置く者であって、その者の当該業務に従事する第3条第2項第1号に該当する者のすべて（当該業務を行う事業所を2以上設ける者にあつては、そのいずれかの事業所について、その事業所に属する同号に該当する者のすべて）が第1号から第3号までのいずれかに該当するもの